

第592回: 剃刀研人の歌

日本の国会に相当する中国の全国人民代表大会(全人代)は、新型コロナウイルスの関係で2カ月半も遅れ5月22日に開幕、28日に閉幕したが、あれは年に一度開かれ、約3000人の代表が参加し、年次予算や基本政策を決める株主総会のような行事であり、個別の立法事案は約200名で構成される常務委員会で審議される。

その全人代常務委員会は6月20日、香港に導入される国家安全維持法(案)の概要を公表した。イザとなれば中国当局が香港政府をスルーして反体制活動を取り締まることを可能にするもので、「一国二制度」下で香港に賦与されてきた高度な自治は風前の灯火となりつつある。

香港の憲法に相当する香港特別行政区基本法(以下:基本法)では第23条に規定があり、香港が香港の法制度の下で「国家安全条例」を制定し、国家への反逆、国家の分裂などを取り締まることを想定している。

香港と同じステータス(=特別行政区)であるマカオも基本法23条に同様の規定があり、マカオは2009年にマカオが自ら国家安全条例を成立させている。

一方香港は民主派の勢力が伝統的に強いこともあり、謎の疫病SARSが猛威を振るった2003年頃から、香港政府は何度も安全条例の制定を提案しているのだが、香港市民の反対により未だに実現していない。

それどころか昨年から続く一連の逃亡犯条例の改正反対などの抗議活動は一向に収まる気配を見せておらず、これまで粘り強く説得を続けてきた本土の習近平指導部は、これ以上事態を放置すると国の威信にかかわると判断したのか、新型コロナウイルスで世界各国が国内問題に専念している間隙を突き、5月の全人代で国家安全法制導入の基本方針を一気に決めてしまった。

ここでポイントとなるのは中国は基本法第23条とは別のアプローチを用いて、香港立法会(議会)の頭越しに、「全人代常務委員会」で立法化させる構えだ。こうすれば香港の反対派の動きは無視できる。もちろん「頭越しの立法化」には、それなりの法的根拠がある。

香港において中国本土の法律は原則適用されないが、例外的に基本法第18条に全人代が定め、香港にも適用可能な「全国レベルの関係法」が定められている。この法律は香港に権限がない国防や外交などに限定されているが、これが「頭越し立法」の法的根拠だ。この法律は基本法「Annex III」で列挙され、その追加と削除については全人代常務委員会の決定という形で発表される。

全人代で決められた「国家安全維持法」案は基本法に平仄を合わせて、国家の分裂や政権の転覆、テロ活動、外国勢力と結託して国家の安全に危害を加えるといった4種類の犯罪行為の阻止を目的としており、刑事責任を追及する規定も盛り込まれている。

その上で中国は香港に出先機関「国家安全維持公署」を設置すると規定し、この機関が「特定の状況下で、国家安全を脅かす犯罪については、管轄権を行使する」としている。

こうした内容について、香港の民主派議員らは「司法の独立の精神に反するのは明らかで、一国二制度

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

の原則に完全に背いている、表面上は国家の安全を守るといいながら、実際は香港市民の人権を奪うものだ」と反発しているが、ここまで来たら本土の勢いは止めようもなく、全人代常務委が近いうちに法案を可決した上で、施行時期を決定することになろう。

共産党史に詳しい人は、新設の「国家安全維持公署」と聞いてシュタージ、ルビャンカなどを条件反射的に思い浮かべたことだろう。でもそれは「寒い国」に似合う制度であって、香港には相応しくない。

衝撃的な香港情勢に接し、ボクが条件反射的に思い浮かべたのは斎藤茂吉の短歌でした。

めん鶏ら砂あび居たれひっそりと剃刀研人は過ぎ行きにけり

庭の中で鶏が砂遊びをしている。その横を剃刀研ぎの職人が通り過ぎて行った…ただそれだけの情景なのだが、全く関係のない二つの事象を対比させ、めんどり、ひっそり、かみそり、にけり、と「り」の音型を重ね合わせ、何とも云えぬ不穏な空気を漂わせている。

二つの関係ない事象を対比させ、ただならぬ情景を描いた斎藤茂吉の作品と云えば、同じく赤光に掲載されたこの歌も有名だ。

たたかひは上海に起こり居たりけり鳳仙花紅く散りみたりけり

これも解説するまでもないが、戦いが上海で起こったようだ。ふと見ると赤い鳳仙花が散っている。

でも一寸だけ解説するとこれは日中戦争ではない。大正2年7月23日の作で、時代をネット検索すると1913年7月12日、中華民国で袁世凱の専制と国民党弾圧に反対して江蘇省、上海、広東省等で軍事蜂起の第2革命が起こったとあるので、これを指すようだ。

辛亥革命の2年後に発生した第2革命は、結局袁世凱によって武力鎮圧され、翌8月8日に孫文、黃興たちが日本に亡命することにより終了した。

この句も「たりけり」の繰り返しが関係ないはずの事象の結びつきを強め、鳳仙花の赤い色が革命の流血を連想させる暗示の効果となっているようだ。

どうも最近の世界の両大国は品が悪くていけない。アジアの大国は火事場泥棒的に東洋の真珠の輝きを奪おうと因循姑息な手段を巡らせているし、西洋の大国は人種間の融和を呼びかけるべきところ、州兵を出動させると吠えまくっている。剃刀研ぎの職人はどっちだ？ Either A, or C, or both(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2020年(令和2年)6月22日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金)に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。